# しみずらぼ募集要項（1,000 万円チャレンジ枠）

「しみずらぼ」は、清水町でやってみたいことがある人が自ら主体となって動き、町と一緒に実現を目指すための仕組みです。

1,000 万円チャレンジ枠は、行政があらかじめ仕様を決めるだけでは見つけにくい新しい製品・サービス・仕組み等について、町内外から広く提案を募集します。提案分野は原則として問いません。町民サービスの向上、行政課題の解決、産業・観光・地域経済の活性化、業務効率化、デジタル化その他清水町又は町民に明確な効果が見込まれる提案を対象とします。

本制度では、町が提案の価値を審査し、採択した提案について清水町での実装を進めます。制度の考え方としては、清水町が「最初の顧客」となる姿勢で、町や町民に必要な価値を選び、実現するものです。

## 1　応募資格

(1) 個人、法人、法人格のない団体その他、交付金の申請及び受領を行う主体を明確にできる者であること。町内外を問わない

(2) 個人で応募する場合は、原則として 18 歳以上であること

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと

(4) 反社会的勢力に関係を有する者ではないこと

## 2　募集

清水町や町民にとって有益であり、清水町で実際に実施・導入・提供できる製品・サービス・仕組み等、次のいずれかに該当する提案を対象とします。また、原則として、清水町で実際に価値を提供できる段階にある提案を対象とします。研究開発のみ、構想段階のみ、実証実験だけを目的とする提案は原則として対象外です。ただし、実際に製品・サービス等を提供しながら、その導入効果を検証する提案は対象となる場合があります。

(1) 物品、製品又はサービスの提供

(2) システム・IT サービス等の導入

(3) 業務改善や町民サービス向上につながる仕組み

(4) 産業・観光・地域経済の活性化に資する取組

(5) その他、清水町又は町民に明確な価値を提供するもの

## 3　交付金額

本事業の交付上限額は 1,000 万円とし、次のとおり内容を定めます。

(1) 1 件あたり一律 1,000 万円を交付する制度ではありません。提案内容、交付希望額及び審査結果に応じ、予算の範囲内で複数件を採択する場合があります

(2) 採択に値する提案がない場合は、採択件数をゼロとする場合があります

(3) 応募時には、提案を実施するために必要な総事業費、費用内訳及び交付希望額を示してください

(4) 採択後の事業実施に必要となる交通費、設置費、初期設定費その他必要な費用がある場合は応募時の費用内訳に含めてください

(5) 次年度以降にランニングコスト、保守・メンテナンス費用、更新費用その他継続的な費用が発生する場合は、その金額、発生時期及び条件を明示してください
(6) 交付対象となる経費、交付額の算定その他交付に関する詳細は、別に定める交付要綱によります

## 4　共同提案・再委託等

複数の事業者等による共同提案を認めます。また、提案の一部を第三者に再委託することも可能です。ただし、共同提案者、再委託先、役割分担及び費用負担等については、応募時の提案内容に明示してください。採択後に重要な変更が生じる場合は、事前に町へ相談し、必要に応じて交付要綱に基づく変更手続を行ってください。

## 5　応募方法・提出資料

応募は、しみずらぼ公式サイトの専用 WEB フォームから受け付けます。募集段階で所定の紙様式の提出は求めません。応募、提案資料の作成、プレゼンテーション、現地参加に係る交通費等、採択前に応募者に生じる費用は、応募者の負担とします。

(1) 応募フォームへの必要事項の入力
(2) 製品・サービス・提案内容を説明する資料
(3) 見積書又は費用内訳が分かる資料
(4) 次年度以降にランニングコスト、保守・メンテナンス費用、更新費用等が発生する場合は、その内容及び金額が分かる資料
(5) 導入後の運用・サポート体制が分かる資料（任意）
(6) 実績、導入事例、効果検証等が分かる資料（任意）

## 6　AI を活用したスクリーニング

応募資料の一次スクリーニングには AI を活用する場合があります。活用した場合も AI は審査の補助として利用し、AI のみで採否を決定するものではありません。AI による評価結果を参考に、事務局が内容を確認し、選考を行います。応募者は、本制度への応募をもって、提出資料が審査のため AI により処理・分析されることに同意したものとします。

提出資料内に、AI の評価を誤認させるための指示文、プロンプトインジェクション、審査を妨害する記述その他これらに類する内容が含まれていると町が判断した場合は、失格とすることがあります。

## 7　審査

審査では、話題性や新しさだけでなく、清水町・町民への具体的な価値、実現可能性、費用対効果、次年度以降を含む継続的な財政負担、使いやすさ、リスク説明、導入・運用時の支援体制等を総合的に評価することとし、主な審査点は次のとおりとします。

(1) 清水町・町民にとって優先度の高い課題やニーズに対応しているか
(2) 提案内容が実際に効果を生む蓋然性があるか
(3) 理論上のみではなく、実際に機能することが示されているか
(4) 交付希望額及び事業全体の費用に見合う効果を、清水町・町民にもたらすか

(5) 初年度の費用だけでなく、次年度以降のランニングコスト、保守・メンテナンス費用、更新費用等を含む継続的な財政負担が、得られる効果に対して妥当か
(6) 導入が難しい条件や限界、リスクを誠実に説明しているか
(7) 町民・町職員にとって使いやすいものか
(8) 導入時・運用中の支援体制があるか
(9) 清水町での導入に新規性、波及性又は発展可能性があるか

## 8　失格

次のいずれかに該当する場合は、審査対象外又は失格とすることがあります。
(1) 応募内容に虚偽があった場合
(2) 応募資格を満たさないことが判明した場合
(3) 法令、公序良俗その他本要項に反する場合
(4) 反社会的勢力との関係が判明した場合
(5) 必要な許認可、安全性又は法的要件を満たさない場合
(6) 清水町、町民又は第三者に重大な不利益を与えるおそれがある場合
(7) その他、本制度の趣旨に照らして不適当と町が判断する重大な事情がある場合

## 9　審査方法

応募された提案は「しみずらぼ審査会」において審査し、その結果を踏まえ、町で最終決定します。審査会では原則として応募者によるプレゼンテーションと質疑応答を行います。参加方法は現地又はオンラインから選択できます。やむを得ず出席できない場合は、提出資料のみで審査します。

また、審査結果に関する個別の異議申立てには応じません。
(1) 一次審査：事務局によるスクリーニング（AI を活用し参考にする場合があります）
(2) 二次審査：審査委員の前でのプレゼンテーション及び質疑応答

## 10　採択

採択後の基本的な流れは、次のとおりです。各種手続については、別に定める交付要綱に従ってください。原則として、交付決定前に着手した事業又は支出した経費は交付対象となりません。採択後であっても、交付決定前に事業を開始する場合は、必ず事前に町へ確認してください。

なお、事業実施中に必要となる費用については、原則として応募者側で一時的に負担する必要があります。
(1) 採択決定通知
(2) 交付申請
(3) 交付決定
(4) 事業の実施、製品・サービス等の提供
(5) 実績報告
(6) 交付額の確定・支払

## 11　事業実施期間

事業の実施期間は原則年度内とし、採択後、提案内容等を踏まえて決定します。年度内に完了することが困難な場合の取扱いについては、町の予算手続上可能な範囲で翌年度に限り繰越し等を行う場合があります。具体的な実施期間は交付決定時に定めます。

## 12　知的財産権

応募者が応募前から保有する製品、サービス、技術、著作物その他の知的財産権は、応募者又は正当な権利者に帰属します。採択事業の実施により新たに生じる成果物等の権利についても、原則として応募者又は正当な権利者に帰属することを基本とします。ただし、清水町での導入・利用に必要な条件がある場合は、交付決定の条件又は町が別に定める条件により整理します。

## 13　情報の取扱い

応募内容及び個人情報は、応募受付、審査、連絡、プロジェクト実施、制度運営に必要な範囲で利用します。審査や運営に必要な範囲で、審査委員、関係部署、制度運営・WEB サイト運営等の委託先に共有する場合があります。

また、採択者名・団体名、提案名、交付予定額又は確定額、提案概要、採択理由等は、原則として公表します。採択された提案の企画書その他の資料については、町民・メディア等への説明のため、採択者と相談のうえ公表する場合があります。不採択となった提案及び応募資料は原則として公表しません。

## 14　辞退及び変更

応募者は、交付決定前であれば応募又は採択後の辞退を申し出ることができます。辞退する場合は、速やかに町へ連絡してください。

交付決定後に事業内容、事業費その他重要な事項を変更し、又は事業を中止・廃止しようとする場合は、別に定める交付要綱に基づき、事前に町へ申請又は相談してください。

虚偽の申請、交付条件違反、不正な手段による交付その他交付要綱に定める事由がある場合は、採択又は交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

## 15　その他

応募要項に定めのない事項や、個別の提案について判断が必要な事項は、町と応募者が相談の上決定します。

## 16　お問合せ先

〒089－0192　北海道上川郡清水町南４条２丁目２番地
清水町役場企画課　企画統計係（しみずらぼ担当）
電話　0156-62-2114　　FAX　0156-62-5116
メール　kikaku@sun.town.shimizu.hokkaido.jp